蝦夷みやげ　上

特別
ル
4816
1

特
4816
1

蝦夷みやけ

全二冊

尌文舍藏版

37- 9254

序

古稱蝦夷者。指奧羽北越土酋不服
王化者名焉耳。非北海毛夷也。所謂
後方膽振渡島日高等名。在奧羽諸
國。非北海渺漠之地名。迨後世分國
郡。取古名冒之也。今之蝦夷古所謂
肅愼靺鞨者。齊明之朝。阿部比羅夫

序

古稱蝦夷者。指奥羽北越土裔不服王化者名焉耳。非北海毛夷也。所謂後方膽振渡島日高等名。在奥羽諸國。非北海渺漠之地名。迨後世分國郡。取古名冒之也。今之蝦夷。古所謂肅慎靺鞨者。齊明之朝。阿部比羅夫所征。亦非今之蝦夷也。討肅慎獻生羆二。羆皮七十枚。及養老四年。遣男等觀靺鞨風俗之事。則今之蝦夷也歟。多賀城碑。為去京一千五百里。去靺鞨國界三千里。則指南部以北為靺鞨明矣。蓋古内國人。入北海者。北奥漁人。僅占居于海邊而已。其後有

所征。亦非今之蝦夷也。討肅愼獻生羆二羆皮七十枚。及養老四年。鞍男等觀靺鞨風俗之事。則今之蝦夷也歟。多賀城碑。為去京一千五百里去靺鞨國界三千里。則指南部以北。為靺鞨明矣。蓋古内國人。入北海者。北奥漁人。僅占居十海邊而已。其後有靺鞨。濃眉深目。如非内地人種者。而如文身斷髮左衽跣步。則東夷古風未化内地時俗者也。今也設學校布教化。而風俗言語。無隨而變革。數十年後。雖欲知舊時風俗。不能也。斯書不知何人著作。能摸寫古毛夷事跡。又詳言語動作。斟文舎主人。欲上梓以

公于世使北遊之人知蝦夷前古之風。余喜其舉。聊賛校讐之労。乃書之以弁焉。

明治三十二年秋九月

鴻齋居士石川英

○凡例

○斯書何人の手に成る事を知らず傳へ言ふ舊松前藩士享和年間蝦夷巡廻の時筆記する所に係るされど幾度か轉寫して文の脱落せる所もあり文字に誤謬等も有て意義の通じ難き所少からず今大略校正せると雖も敢て原文を改正せざるハ意味の違はん事をおそれてなり

○引書等も往々誤謬有るべけれども盡く校正せるに暇なければ大約原文のまゝ之を寫す

○圖畫も甚だ粗漏にて僅に衣服骨格のみを描けるやうに覺ゆ然れども畫工をして精密に改寫せしめ其姿看客の眼を喜ばしむるに足れども或ハ本事

を失ん事を恐れ原圖のまゝ摸寫して之を加ふ
請ふ其拙きを咎むる事なかれ

○諺語も蝦夷一般同一ならず東西大に異なるもの
あり稱謂の如きも亦同じからず故に前後差異を
る事あり讀者宜しくこれを察すべし

○斯書原名蝦夷奇觀と題して横披三巻と爲す今二
冊と爲して蝦夷みやげと改む

蝦夷みやげ　原名蝦夷島奇觀　上

無名氏　著
石川鴻齋　閲

原序

凡そ本朝いにしへ皇城千里の外皇命に服せざる者は皆蝦夷と稱せり中就く東北の地廣大にして夷種ことに多し故に安倍紀氏鮑田渟代より東の地理をうかゞひ奏して王化を布んと言しより亦遂に年を經て養老年間に天下の庶人をして左衽を禁ぜしむ神龜元年多賀城を置て邊夷を威服せしめ給ふ延暦二十年の春坂上田村麻呂をして酋長高丸惡路王を誅戮せしより膽澤郡に鎮守府を建て近隣ことく〻

平均す爾來世々の將軍追討して竟に夷酋絶たり然るに津輕郡外ヶ濱宇鐵邑は五六十年前まで ハ蝦夷容貌の者たりしか領主命して王化に服從せしむ今は唯渡島の蝦夷のみ衽を左にし足を跣にして言語のおとなれぞすなし是も去年の春
大樹君嚴命ありて教化を施行せし故毛夷稍服する者多し故に其舊來の形容をうかゝひ知らん事と思ひ尚見ぬ人の為にもと聊か寫録して蝦夷島奇觀と稱す

案スルニ文中ニ渡島ノ蝦夷ノミ衽ヲ左ニシ云々トアルハ今ノ北海渡島ノ國ナルヘシ渡島蝦夷ノ稱始メテ日本書紀齊明天皇四年ノ條ニ見ユ然レ共秋田野代ノ蝦夷ヲ討ツトキニ聚メテ饗セシ者ナレハ今ノ北海ノ渡島ニハ非ルナリ或ハ云ク渡島ハ佐渡ノ島ヲ指ス者ナリト未タ孰レカ是ナルヲ知ラス斯書ハ舊幕府德川氏ノ中ゴロ記セシ者ト覺ユ此時ヨリ五六十年前マデハ北地ノ毛夷往々津輕海邊ニ居住セシモノナルヘシ而シテ此頃ヨリシテ渡島ノ稱有テ松前氏ノ配下ニ屬スルト雖トモ毛夷ノ種族ハ從前ノ風俗ヲ守リテ内地ノ法ニ化セザル者ト見ヘタリ或ハ松前氏ノ政令行ハレサル地ハ今ノ膽振日高十勝釧路等モ一般ニ渡島ノ蝦夷ト稱セル者ニヤ後人ノ精考ヲ冀望ス

雄文舍藏

○松前（本名マツマヘ 訛言マトマヘ）福山より東蝦夷地百里計りにサルモンヘツとて河有り此山奥にヤイハルと言る年老の酋長僕巡行せる頃道の傍らに出進みてサルモンヘツの岸に案内し此處の二司某といへる者曰くこゝのアイノ（夷人の通稱をアイノと云へり萬葉集を楽をろに東方風と書てあづま風と訓）ヤイハルを古への事を能く知たりと云へ則ち酒をすゝめて乙名（酋長を稱して乙名と云）に昔物語りを為さしむ曰く此東方國に何れの頃よりか夷人の住居せる事ぞやイハル曰く古へ南方神の國より女神一人虚舟に乗りて此邊なるシツナイに漂着し給ひけり多くの黄金白銀玉器耳盥櫛笥銚子玉盃金箸盃臺其他種々の

珍寶を持て來れり此地に着きしそし免風雨をふせぐの室無く食物を求むるに由無し既に饑渇にせまりぬるおりいづくともなく一疋の雄犬來りて神女に近付て馴し心ありげに尾をふり先立つて行くに伴はれて行ば大なる巌屈に至れり因て茲に入りて休らふに彼の犬は海邊に至りて魚物海草を採り山野に行て菓實草根を啣み來りて飢を助け命をつなかしむかくして月日を送るうちに犬と深く親しみて子を産みそれより子孫次第に繁殖して今に至れるなり夫故女夷は神女の血脈にして男夷は犬の後胤なりと傳へ聞ると語れり

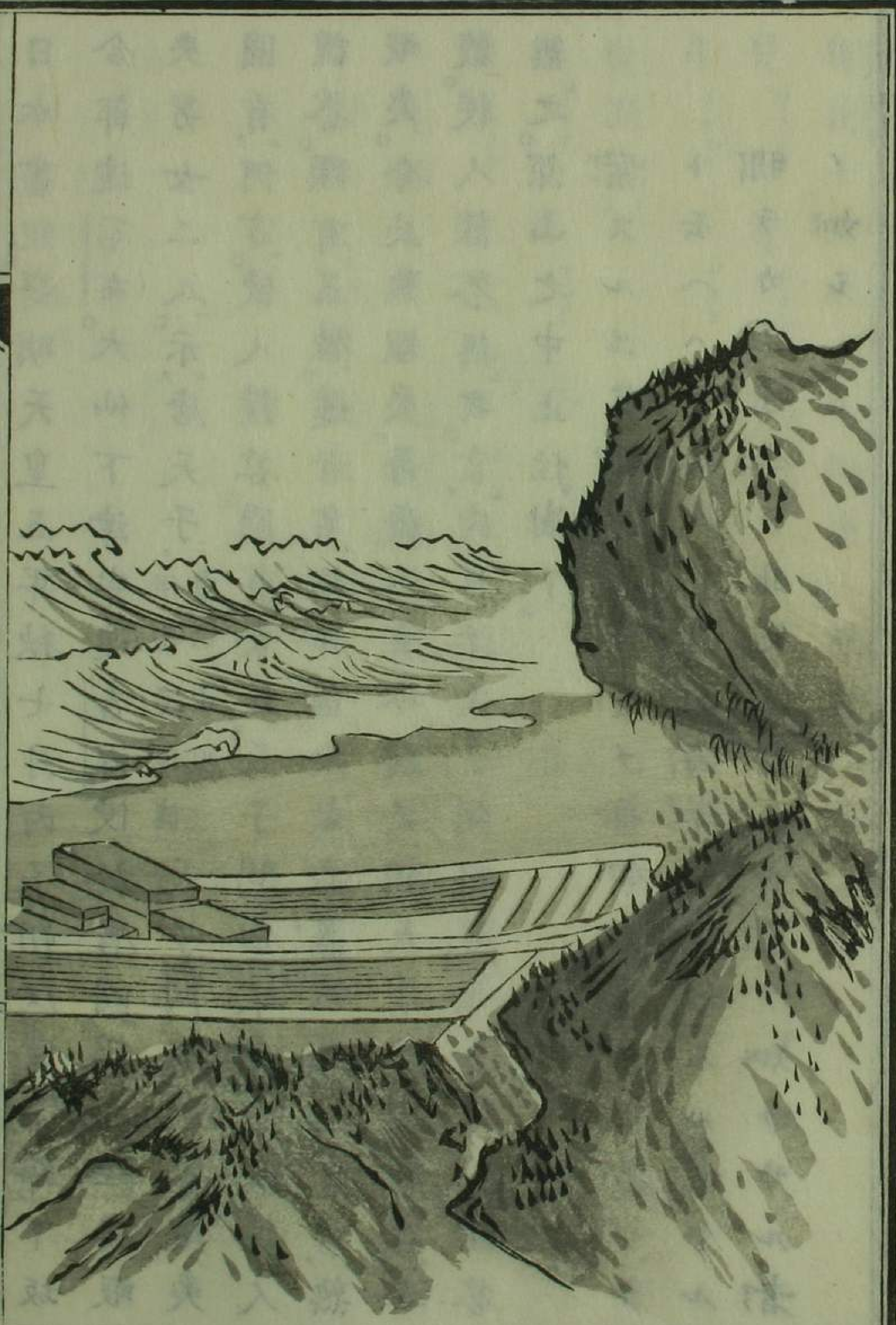

日本書紀。齊明天皇五年秋七月丙子朔戊寅。小錦下坂合部連石布大仙下津守連吉祥。使於唐國。仍以陸奥蝦夷男女二人。示唐天子。伊吉連博徳書曰中畧 天子問曰。此等蝦夷國有何方。使人謹答。國有東北。天子問曰。蝦夷幾種。使人謹答。類有三種。遠者名都加留。次者名麁蝦夷。近者名熟蝦夷。今此熟蝦夷毎歳入貢本國之朝。天子問曰。國有五穀。使人謹答無之。食肉存活。天子問曰有屋舍。使人謹答無之。深山之中止住樹下。

案スルニ其最遠ナル者ヲ都加留蝦夷ト名ヅクト云ヘハ北海人ノ奥羽海岸ニ住居スル者タル明ラカナリ今ノ北海ニ國有ル事ヲ知ラサル者ノ如シ

慶長十五庚戌年蝦夷人駿府江参上

髮ヲトツマ　鬢モロシヘ　頭シヤイ　額キウトル　眉ラレスマ　鼻イトナ　頬ノタカム

耳キヤシラ　口パアラ　脣クサラ　齒イン　舌ハルニヘ　喉シクツ　髭レツケ

髮際シヤイシヤハ　刺耳金ニレカチ　骨シテル　乳トラ　腹ホカン　腸ヤトホ

背ヤトロ　肩タツト　腕レユム　手テツク　指レツクヘツ　爪アム　臍ハンタ

腰イツクウ　脛コム　臑ウレコトル　足パラ　骸カム　踵トシユ

文體ノ夷名遠近訛轉シテ同シカラズ茲ニ僅カニ處々ノ語ヲ雑ヘテ記ス

クナシリ地名ナリイコリカニ肖像（シヤウゾウ）
首長トーキーイ三男

口文（ハツコレヤヲリ） 喉玉輪（カトンヘ） 服（チミツプ） 裘（ウリ） 襟（オニヲ） 懐（ワレニ） 袖（トトナ） 袂（モンボ） 上前（ノムシヤ） 裾（チムキ）

蝦夷うち集りて神を祭る時は實に大禮なり其時の酋長たる男夷は冠一名イナウルを戴き木皮布の服を着し太刀を帯したる容貌なり夷言も處々に因て轉訛する故に不同ありヱトロウ島の夷人は言語貌も少し異なり髪も本邦の前髪姿なり四方斷髪短し

女夷は玉器を粧ひ胸に玉輪をかけ袈を着し上に木皮布の衣をうち掛け鐵器を持たる圖なり女子の通稱メノコ又メノコシ娘をマチ子ボウ婦人をマチと唱ふ日本紀命婦をマチと訓したり髪ハ半ば斷て圖の如し喪の時ハ髪を截らず三年に至るまで忌帽子を冠りて厚く勤るなり其慎み本邦卑賤の婦人など及ぶ處にあらずぞ

女夷文手之圖

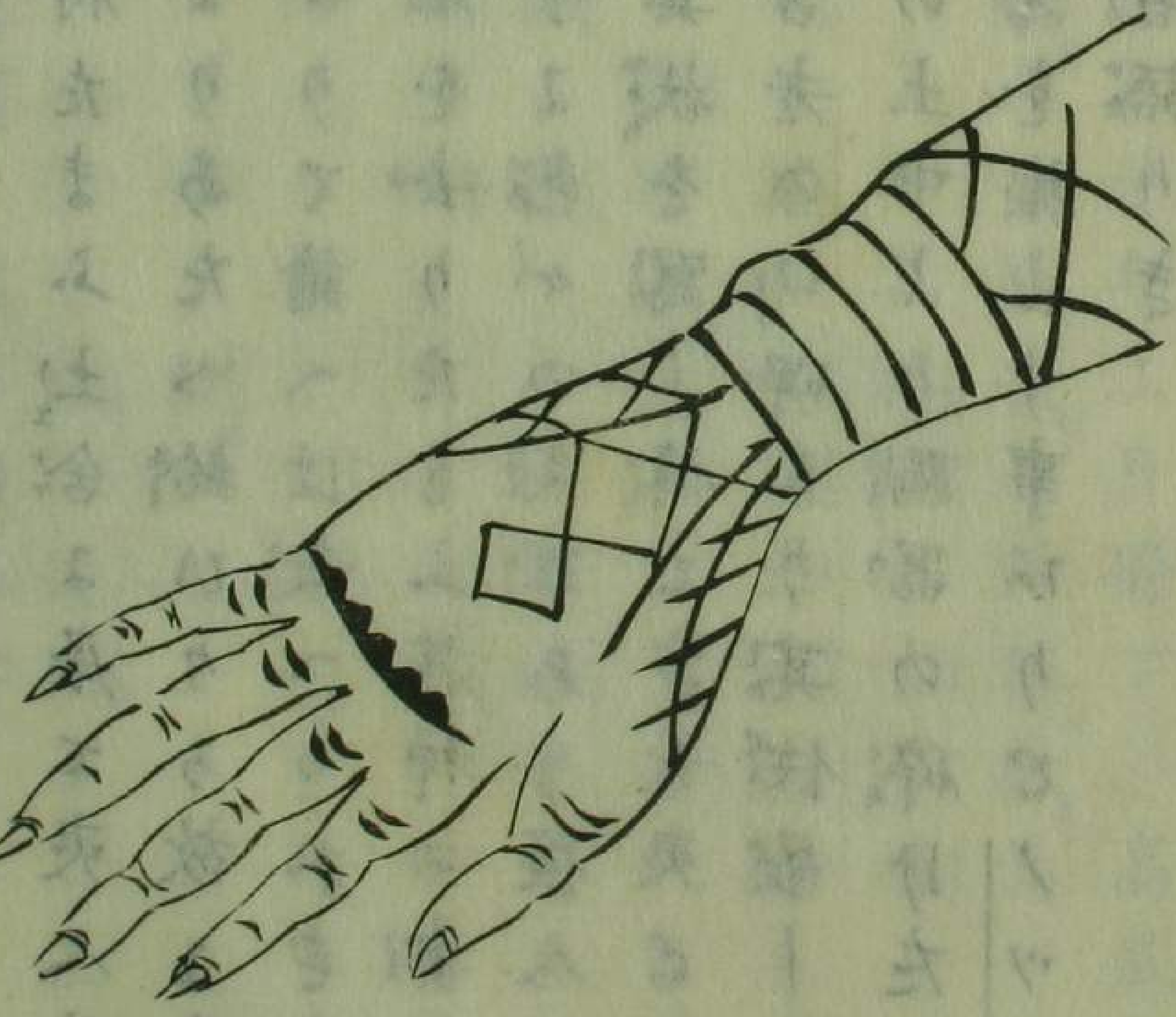

夷人言傳ふるにハ古へコツチヤカモイといふ神有て體四尺計り手ハ甚だ長し此神處々に住たもふて漁獵の道に通力を得たまふ土舍に居て夷人等に魚類獸肉などを其窟よりあたへ給ひたる故に其漁獵の術を學むんと近よりて請へは教へられど夷人等を嫌ふにや遂に此地を去りたもふ其神の妻なる人別て美麗なりしが手に色々の文理あり後人かの神夫婦の徳を慕ふて其狀を寫し傳えて女夷ども今に至るまで文身すと古老の口碑なり其住居したもふ跡處々に在り其邊の土中より陶器の碎けたる又玉の類など種々の寶器を堀出す事ありとノツカプの酋長シヨンフなる者語りき

日本紀神武天皇己未年二月條下　高尾張邑有二土蜘蛛一其人身短而手足長此神稍似焉

往昔かゝる者を見しにや其傳聞の古き據ところ有歟し近年魯西亞人來り寓せし頃土中を堀りて家を造り謂ゆる土舍なる者有り上古にも魯人などの渡り來りて住せしを誤り傳へて神と稱するにや元より無文の地にて手端を文るなどは思ひもよらざるに彼のコツチヤの婦人の手に文有るを見て珍らしと思ひてそれに倣ふて手に黥するにや又コツチヤの舊趾と稱する地を堀れば黒く通明なる玉の破れ或ハ石弩雷斧等の類辨し難き石器類出る事あり

シヤハウベ 又イナウルと名づく

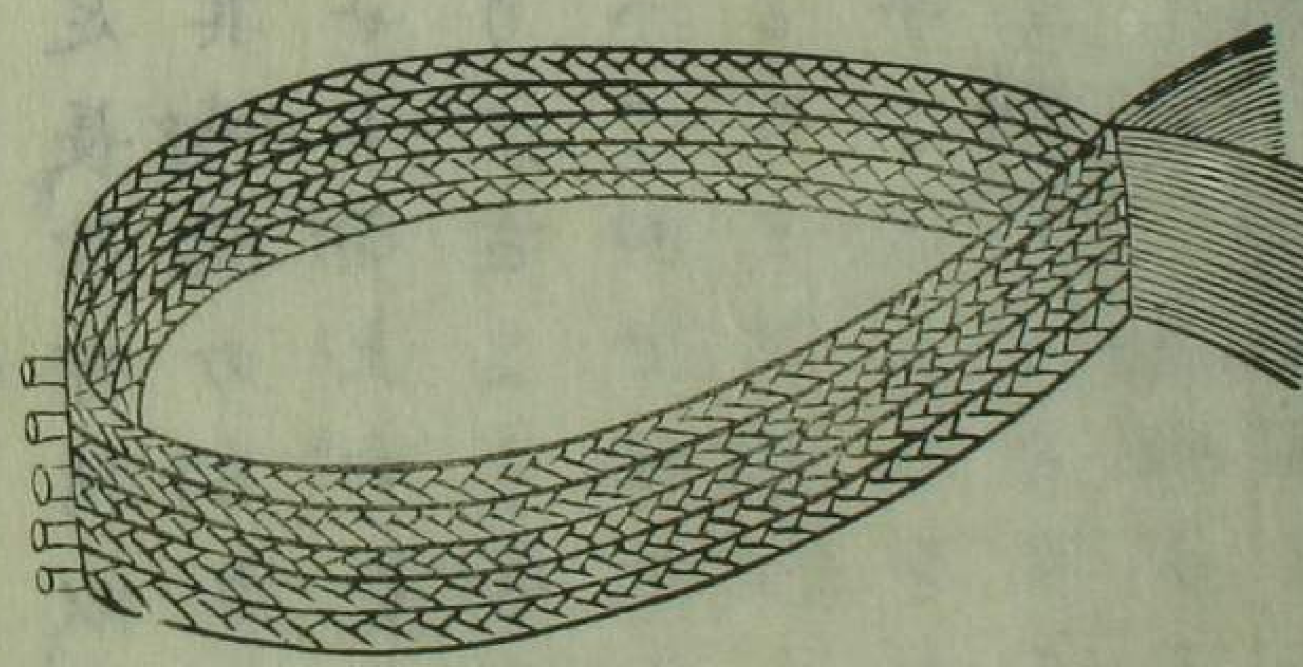

此器は蝦夷の冠なり熊祭りなどの大禮に着せりシヤハとは頭の名なりウとは集る意の語なりべとは器といふ意なり木幣を作り木を削りかけにして組製するなりトミサンベツと云る呼造曲あり是を俗に蝦夷浄瑠璃といふ神靈より授け給へしと言傳へり

元服の禮と同しき禮なる五六十年以来廢したり子モロ〔地名〕のシヨンコ〔酋長の名〕といへる者語りき男夷凡そ十五六の頃より其處の會所に出て布帛を求め犢鼻褌となして結へり以後時として其處に集會して神酒飲の事あれば乙名〔里長を稱す〕誰々を召出しシヤハンベを冠らせウカリの誓古を行わしむ是ハ古例なり余享和改元の年西北の蝦夷地に至る酋長乙名其々等に聞くに今も尚北の濱シヤリの邊に其事少しく殘れりといふ

案するに前にシヤハウべとありこゝにシヤハンべとあるハ所に由りて少しく訛るなるべし

魁文舎蔵
蝦夷みやげ 巻上 魁文舎蔵

シトキノ圖

シトキと云ふは女夷首にかけ粧ふ器なり古物間々存して銀なるもの又ハ古代蒔繪のものも有りこれを懸れば神靈其身を守護し給ひ又禮を正すの具なるよししシトキの語意を考ふるにシとハ至といへる語にかなひトキハ尊の略訓ならんか

イナホとは幣帛の心にて神に奉るなり夷地にハ布帛紙等無き故に木を削りかけにして幣にかゆる本邦太古にはかくせしと見へて正月十五日削り花をかくるも其遺製なるへし稲穂の語ならん御初穂と云ふも同意なりいなろと云ふ木もて作る處もあり又柳にても作る種々製しやうあり葬祭の時は逆木を以て作るなり

文會藏

敬禮

敬禮よハ各々列坐して先つ遥かに其貴人に向ひ合掌して掌をゑむじ揩合す次第に手をひらき左右揃えて我額のあたりまでさゝけ其貴客をいたゝき上るやうになしさて手を返し甲を向ふさまに額髪のほとりよりそろく撫おろすごとくにして髭の末に至りて警蹕の聲を發す是の如く三次なして止る其禮狀いかにも寛やかなり

ウリヽと云ふ親子兄弟族友年久しく對面の絶なし者に會たるおり圖の如く禮を為し次は老たる者より若きものゝ頭兩耳の上を兩手をもておさむやうになしそれよりそろくと撫おろし肩より手先きに

至るまで圖の如くいよくさみて漸く顔を合す次に雙方膝をすり寄せ肩の上に顔を入れ合せ只さめくと涙を流しやゝありて立退ぞき互の安否を問ひ何くれとなく云もし聞もしするなり

女夷の禮はことに薄し對する人を兩手にて抱くやうになし次に右の食指をもて我鼻の下を撫るやうに三度なし又袖まで撫るなり

マチコル

マチコルは婚禮の事なり其親々の意に任せ嬰兒のころより言名付置もあり亦壯年に及んで娵を迎へ聟を取もあり種々の寶を女の家へ贈りて結納と為

マチコル

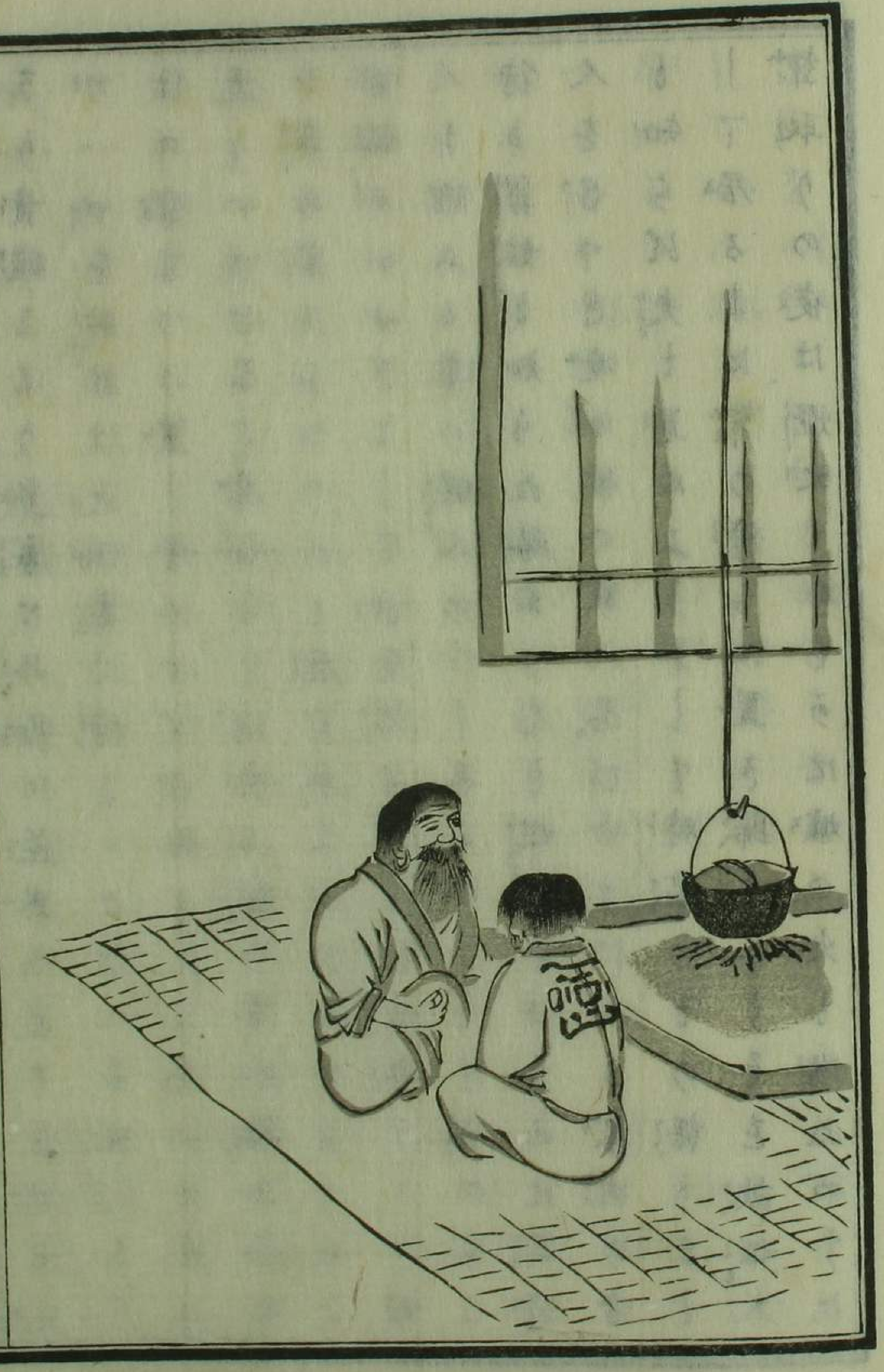

なり貴賤によりて多寡と品物に差異あるとも凡そ太
刀一口を貯れは大抵妻は持るゝと云へる風俗なり
彼の言なつけ置く者の女兒成長すれは其女の家に
至りいつとなく妻合して海漁山猟の事を勵み其利
を舅の家にまゐらすにも非ず我父母の助けにもせず
皆銘々かせぎにして世を渉るなり扨壯年にして婦
人を迎ふるには媒人のうしろにかくして男の家に
行き舅姑も知らぬ躰なりとも媒人もなきやうに其婦
人を召つれ夜分彼の家に忍びやゝに入り家内の者
も知らぬ夫も見ぬふりをして時節のもの語りなど
して居るまに聟の傍らに置き歸るなりそれ故娵入
聟取りの夜は燈火もかそうに爐の火も燃ぬやうに
するを心得とし彼の娵なる者ふと立て火を焚ると
して何ん時に來りしや家内の者もしらざるを上首
尾とそはならひなり其後よく夫にはうへて真實を
つくすを本務と為すメノコの常言に云ふ夫を常に
爐にあたらせをき帯解きひろげて一生を暮させた
しと願ふと其心も己もいうにもちくふきて夫には
樂をさせたしとなり又妾多くかゝへ置を妻の手が
らとして嫉妬の心無く妻妾睦しく家業に怠り無く
遂には豪富となる者多しと云ふ其強務勤順賞嘆す
るに堪たり

飲酒の禮

飲酒の禮は殊に嚴重なり先つ文席を敷き客相對し

飲酒(イクランベ)の禮(れい)

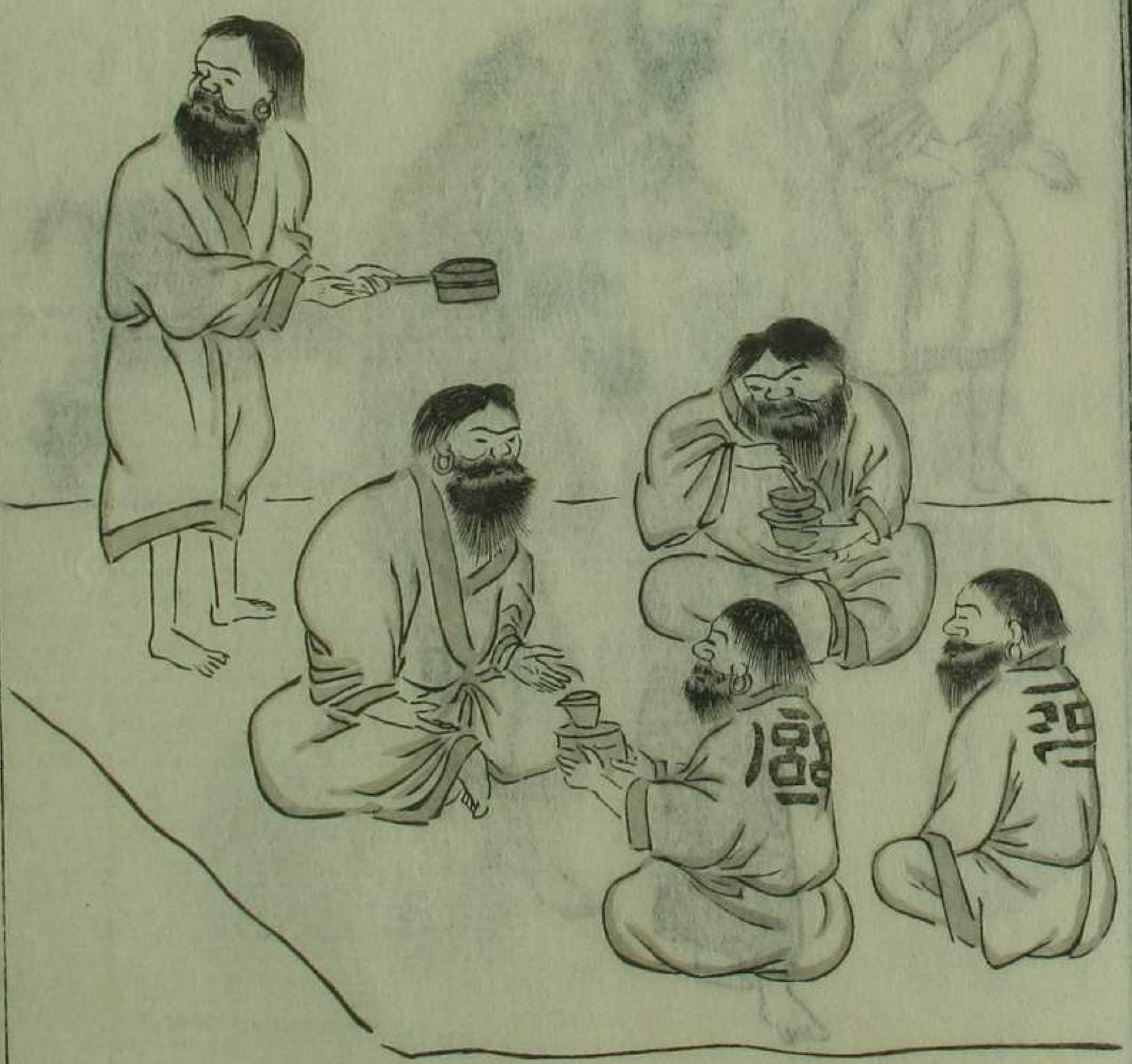

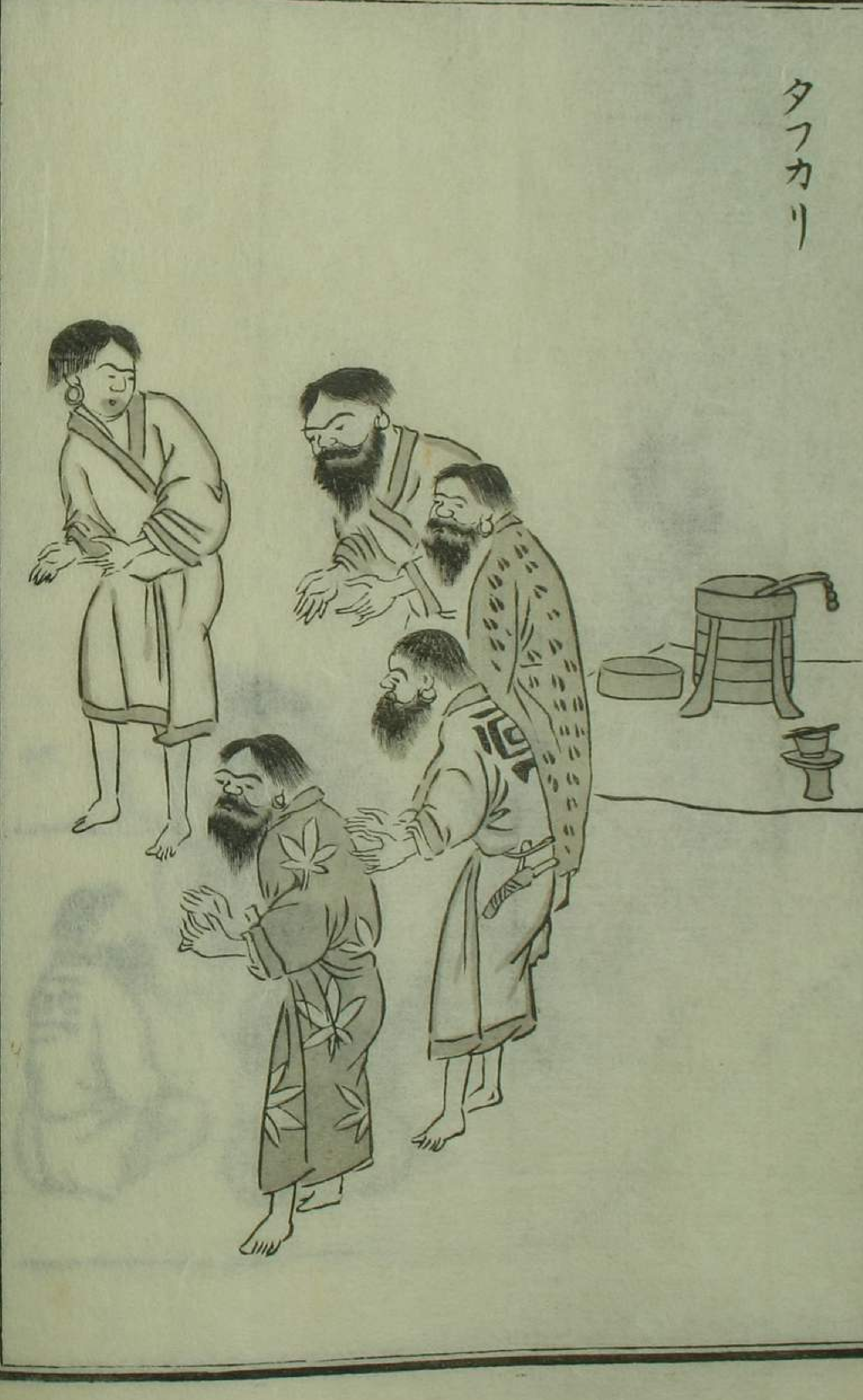
タフカリ

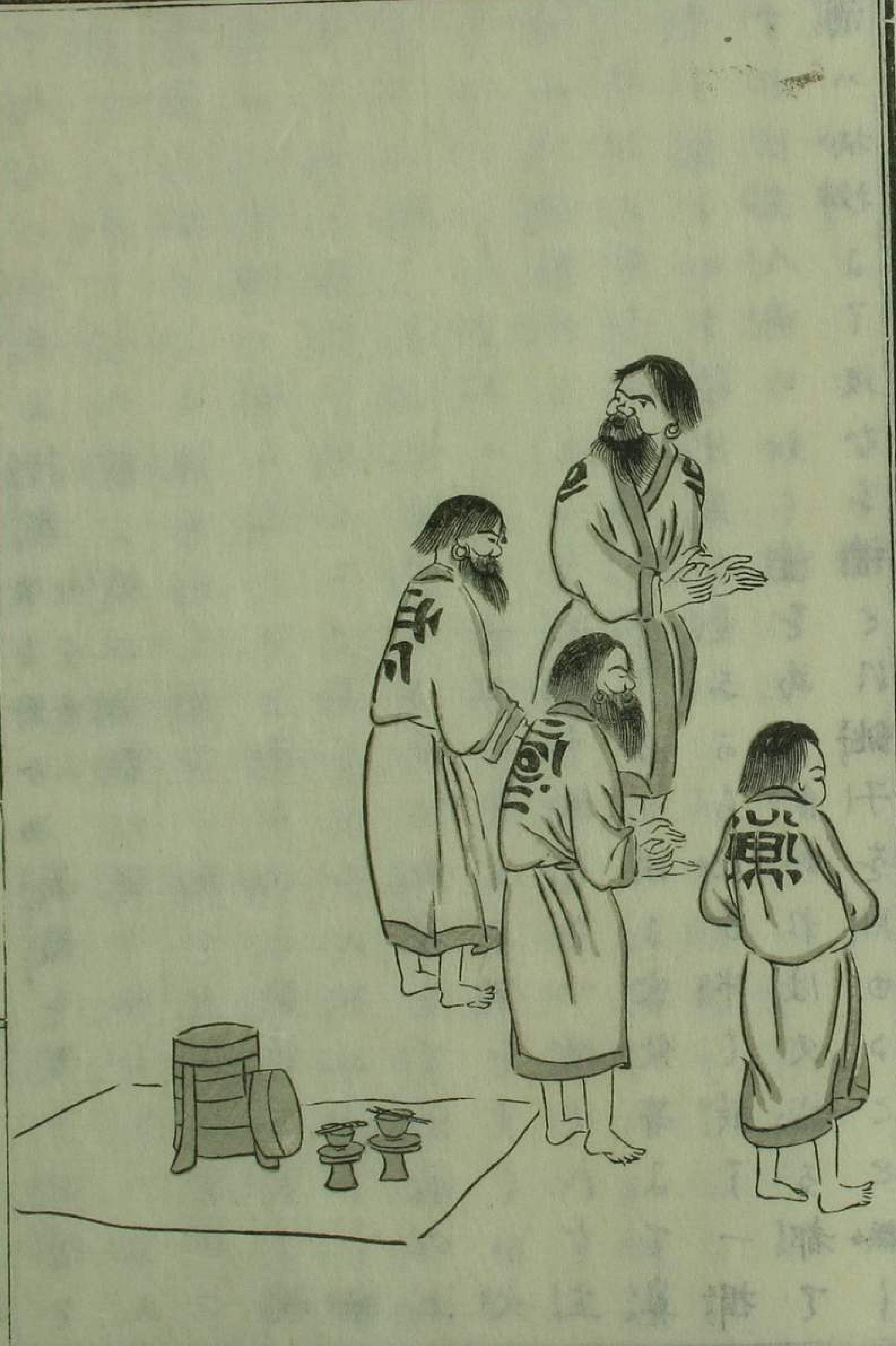

て兩人の中央に行器（酒を斟む杪を添ふ）柄盃盤を置き飲箸と盃上に置き客の數に隨ひ酒器の設け多し先つ主人盃盤を取り上け酒を酌み客に一揖す次に客掌をすり合せ警蹕の聲を客と共に發さ次に飲箸を客に授けて次に盃盤を傳ふときは左りの手の甲を恭し撫して一揖し酒盃盤を受取り彼の飲箸にて酒盃の上をゆさうんと左右へ拂ひ飲箸の先にて酒をすくい火神水神諸靈神に至るまて供し畢りて一揖すれば主人警蹕の聲を發し掌をすり合せ次に客飲箸にて鼻の下髭をかき揚け盃を臺から飲む半も飲みて一揖すれば主人前の如く禮を為き飲終れは又盛る都て酒ハ柄杪にて汲むを禮とし銚子を用ゆること無し

タフカリ

タフカリ一曰くリムセ又曰くヲホヽ舞踊の事なり處々にて大同小異あり其形ち鳥の翻飛する形ちをうつしたる舞と見ゆ酒宴の時客に盃をすゝめ即座に立て舞ふ事ありこれ古饗應の意残れるなり

ウカリ誓古

ウカリと云ふ事を時々誓古せり蝦夷人常に三尺餘りの槌を製して皆家の内に掛置き夷人相集りて皮或ハ薦の類を背に負い打合て手練をするなりもとより文字無きゆへ喧嘩口論等致し負たる方よりわび證文の代りに所持せる寶物を遣はし和解せる償いと為するなり賊を為し女を犯すの罪も亦同し其罪の

ウカリ稽古の一

軽重によりて遺り物數種あり又寶物を出さゞして
ウカリをせんといふ時ハ雙方の親戚相集りて先づ罪を犯したる者を彼の棍にて三度打ち次に相手の者も打ち互にうちます安全なれば償を出すに及ずに其強弱によりて只一打にて倒れ死をするものあり又半死の病者と為るもあり此術に練達の者ハ幾度うたるゝども弱りなやむ者無し是故に平生稽古して身を固むる事をつとむるなり
ウカリする時ハ雙方の親族相集りて式の如く三度打ち婦女ハ笹の葉の枝に水を灌ぎ打るゝものにふりかけ〳〵ベウタキ揚て補助するなりヘウタキとハ時の聲を揚ることなり

其二

其三

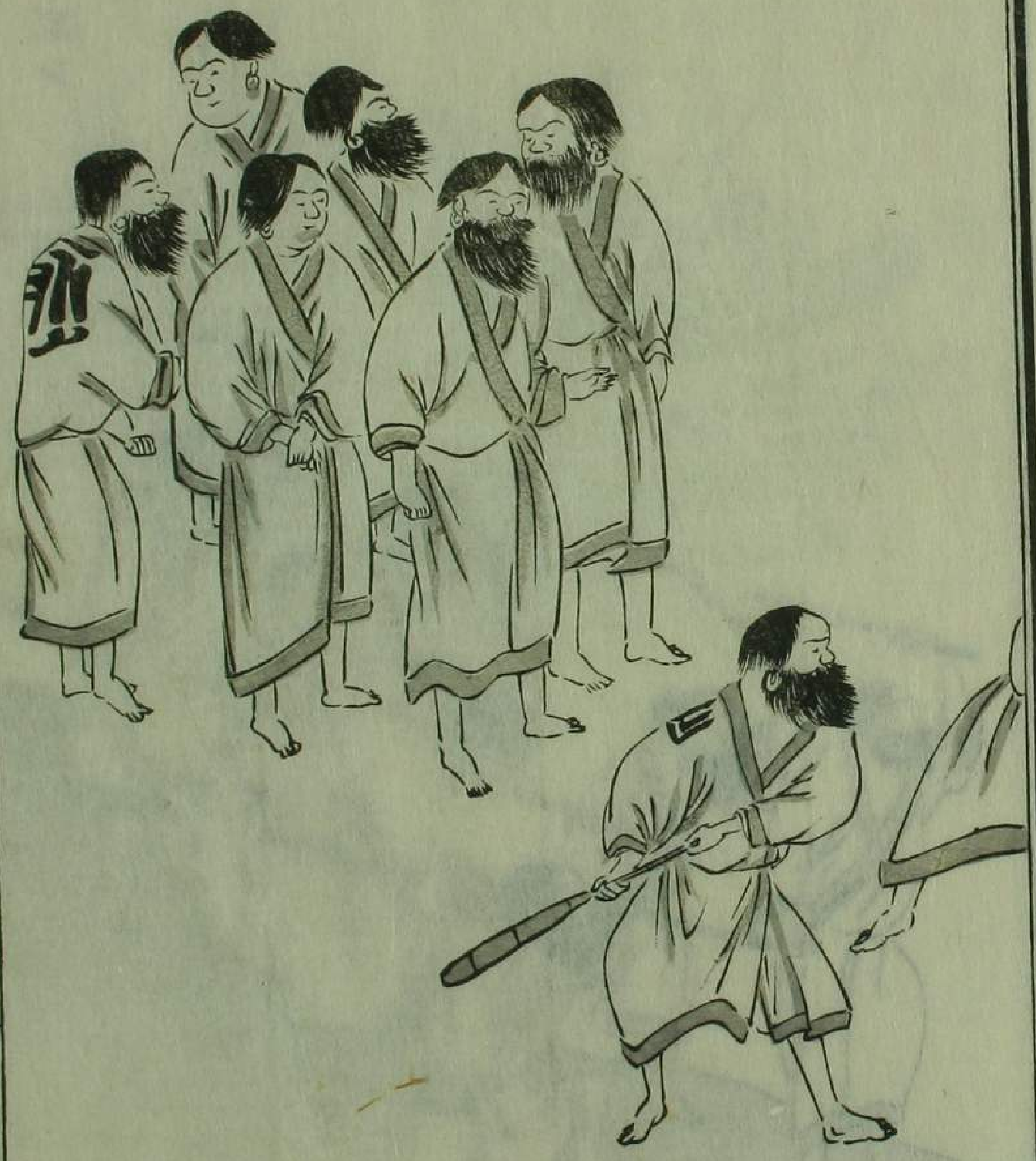

蝦夷みやげ 巻上

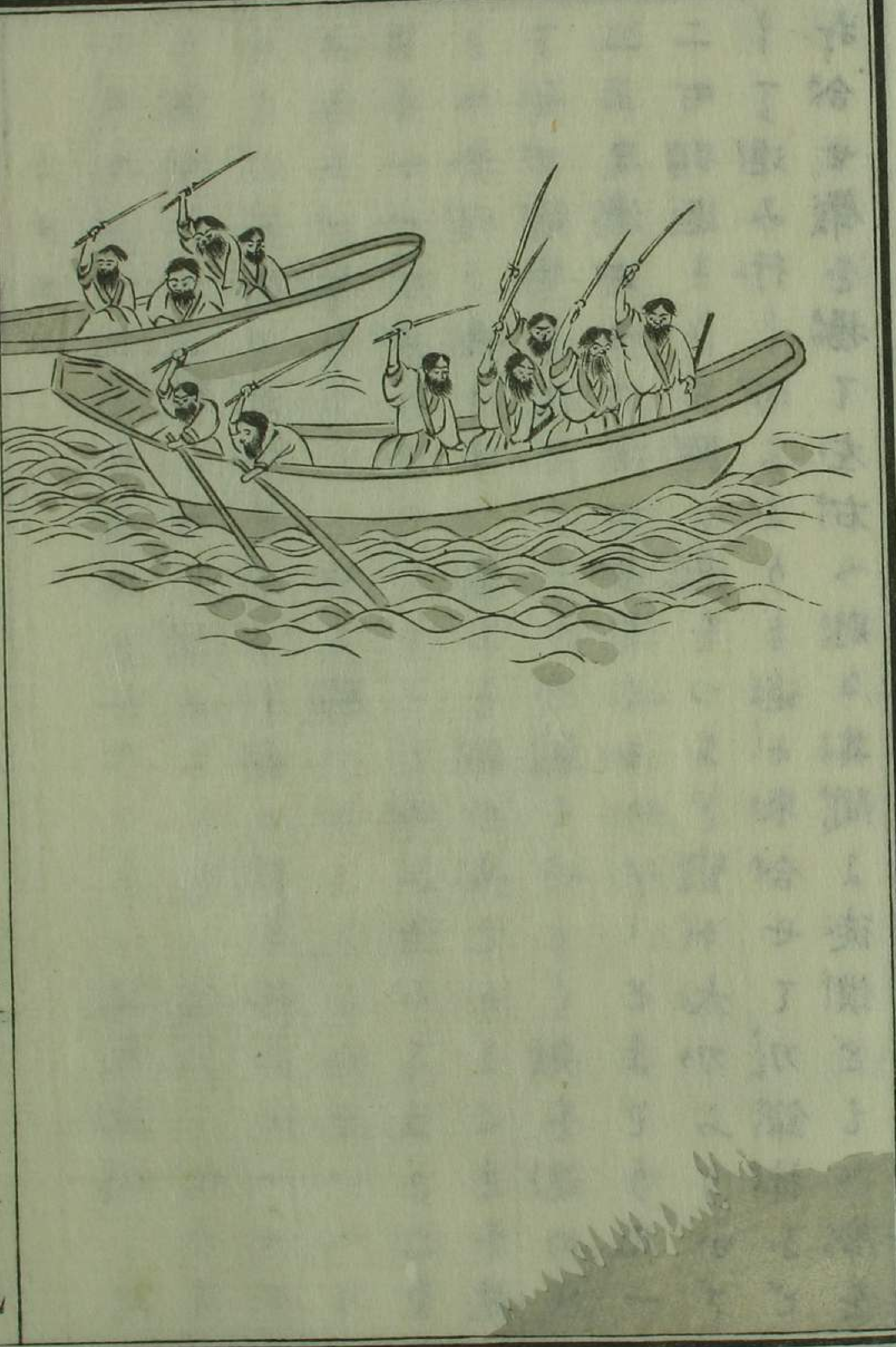

鬼文舎蔵

ニヨエン

ニヨエン一曰くケウヱムシウこれは酋長遠境に到り海陸ともに歸る時に行ふなり先つ海上に歸舟見ゆれば其處の老若男女太刀鑓の類を抜き女ハベウタキあげ其あたりに呼ろ聲一里もきこゆといへり男らかけ聲揚けホーイ／＼と呼び渚にあるゝこなたへ歩行し舟の方へ勢ひを添ゆ舟よりもこれを見て太刀鑓等を抜きならしかけ聲はげしく舟を進め又二三度漕廻せは陸の者もぐるり／＼とまはり凡一二町引退そき其間に舟をつなぎ皆々太刀ふりかざして進み行く向ふよりも追々來合せて刀鑓棒など打合せ聲を揚て左右へ別る其間に徒僕どもは席を

設け置き各々坐につき禮式の如くなし互に安全を語もり

鼓力

西夷の地にある五絃の琴（俗に蝦夷三味線と云ふ）ハ長さ四尺なり東夷の地にハ絶て無し曲三十餘あり唄ハ己に絶へ曲ばかり傳はれり調子ハ平調一二絃三五絃同調四絃一段上り左右の食指にて鼓すること圖の如し

曲名　足高蛛音　造高嶋音　軍三河音
温泉造音　大山落水音　鯨神鯨戰争音
造島神　山神列

此外傳ふる者あれど畧す

鼓力圖

モセキナ

冒木

文會蔵

力寫真圖（りきしゃえのづ）

モセキナ

葶麻の類にして方莖絲を取て弦と為す

眉木

眉木本邦のあらゝ木なり葉相對したるを眉と見て名付たると見ゆ訛してラルマコと云ふ松前箱館の土俗等ヲンコの木云ふ按するに拐の木か異國人此木を見て西を指し是伽羅木なりと云つり 拐ハ杖なり當られ

案スルニ伽羅ハ梵語香木ナリ此木、枝葉相似タル者歟、異人誤認シテ伽羅ト言ヘルナリ、又欄字ヲ書シテアララ、木ト云フ欄ハ蘭ト同シ木蘭ハ則木蓮ナリ本草香木ノ部ニ出ツ、飛彈位ノ山此木ヲ出ス、貴紳ノ笏ト為ス、故ニ位ノ山ト云フ、曾我耐

軒幽討餘録ニ南方草木疏ヲ引テ云ク水松似檜而細長、蓋此也然ラハ則チ水松ト稱スル者ナルベシ

サイモン

サイモンと云事を行へり婦人なと密淫或ハ隠悪等の名ある時ハ其有無を争論して後神に誓ひ熱湯を灌く或ハ湯中に小石三つ入き、これを探り取らしむ隠悪無き者ハ手依然として腐爛せずと云ふ故に婦女にハ手腐爛して生涯廢人となる者ありサイモンの語ハ神に奉る祭文の義か或ハ截問の訛言歟

日本紀應神天皇九年。武内宿禰與弟甘美内宿禰争。是非難決。勅祭神祇于磯城川上。令二人探湯。甘美内ハ

サイモン

近蝦夷地居家

粟稗の糠を家のうしろに捨る所を定め置けり都て禾類ハ神の製したまひし物故糠ニ至るまで麁略なきよふ神坐を設け木幣を捧く本邦人あやまつて穢すときハ償を取らるゝなり

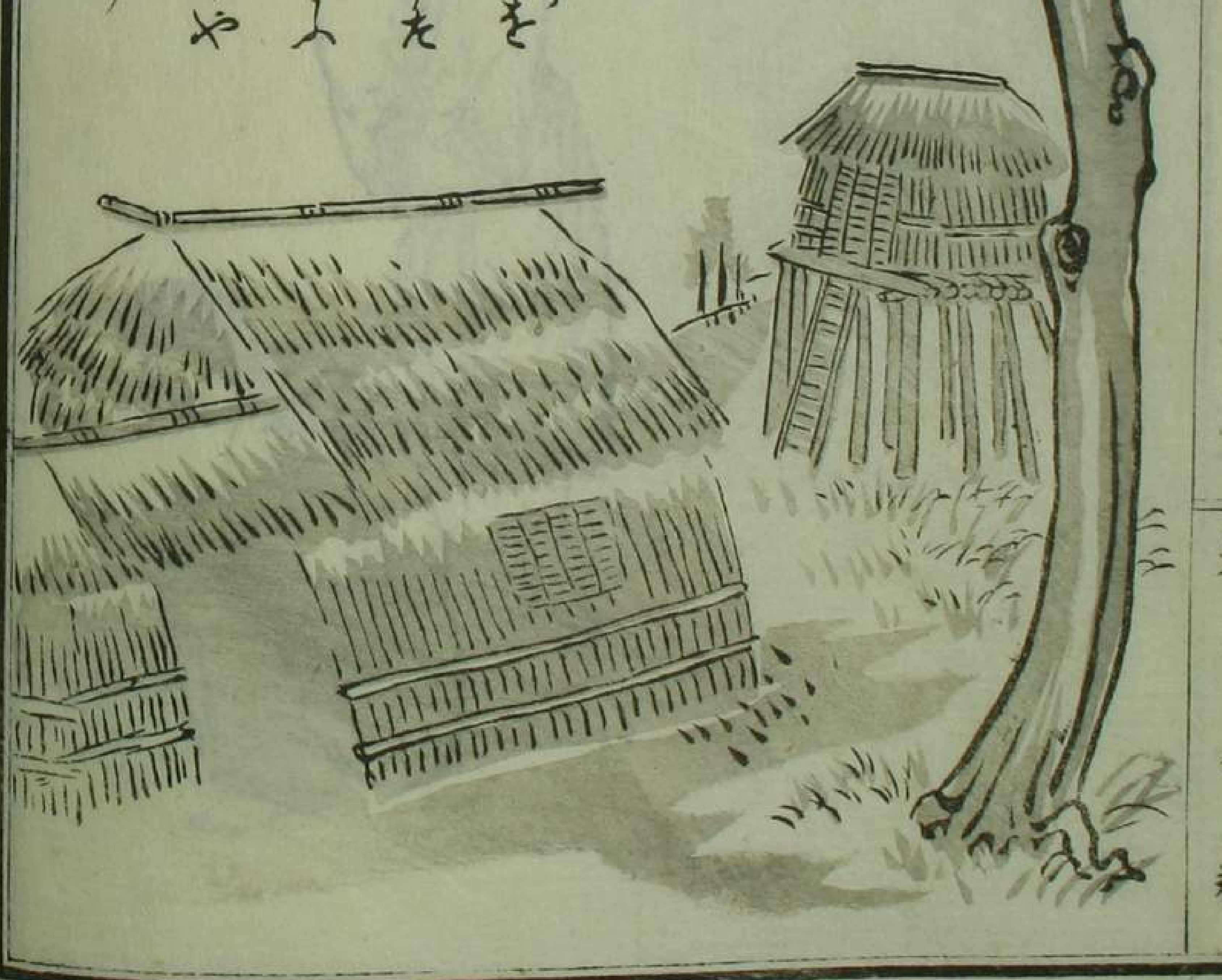

チセは舎屋の名なり形を方ニ造營す間尺の定めなく尋數を用ひぞ太古神八尋の殿を作りたりし古意なるべし出入の戸ハ一處破風口より明りを取れり近夷地ハ窓もあり又入口ハ圖の如し家邊ニ垣の如く木幣を立たる所ありスシヤと云ふこれを神座として祀り時々獲たる獸の頭を奉ず

魁文舎藏

西夷居家圖

笹の葉ニて屋根をふき棟ニ室あり神靈を祀り木幣も木を植て其木ニ結付けて立てり

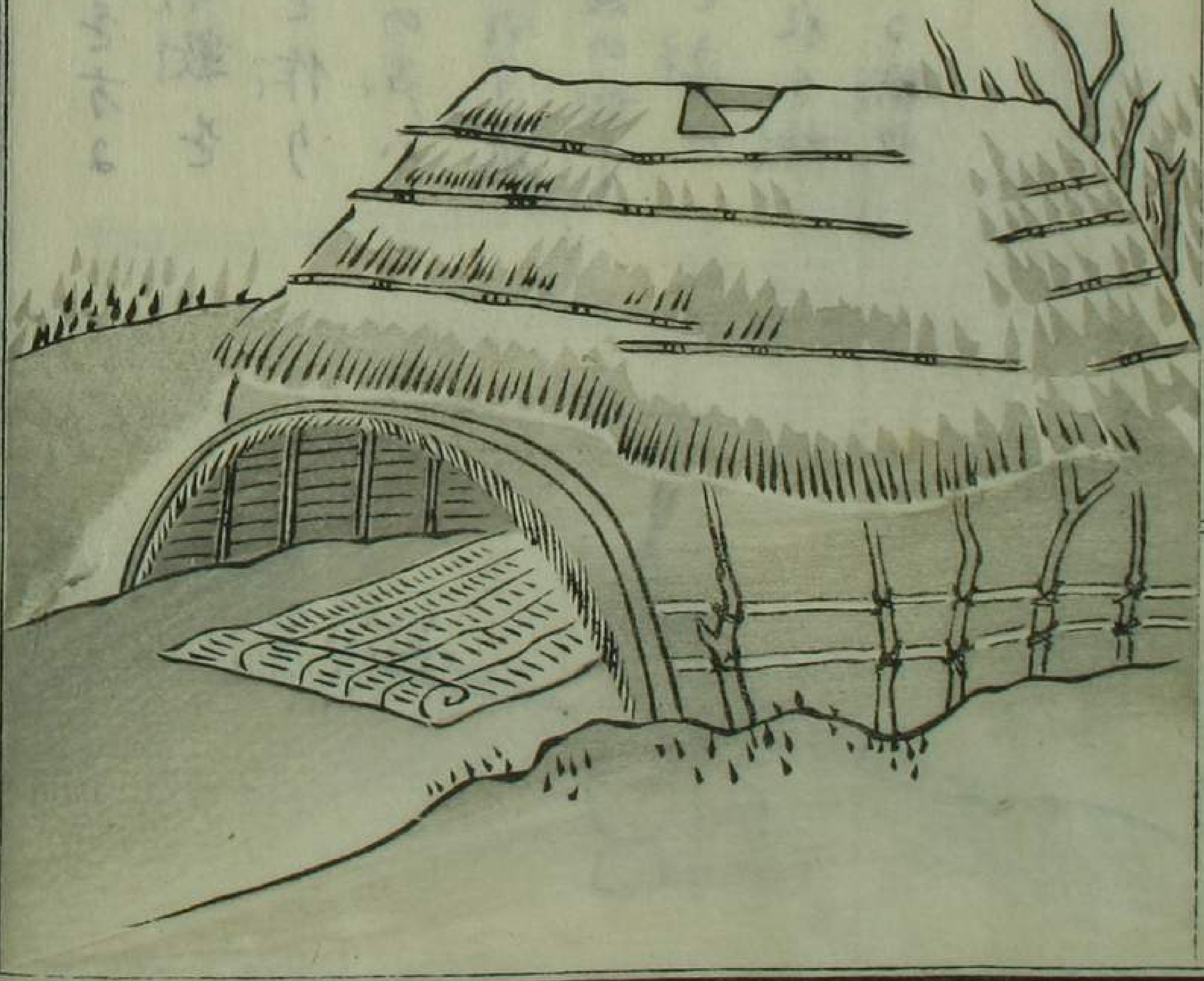

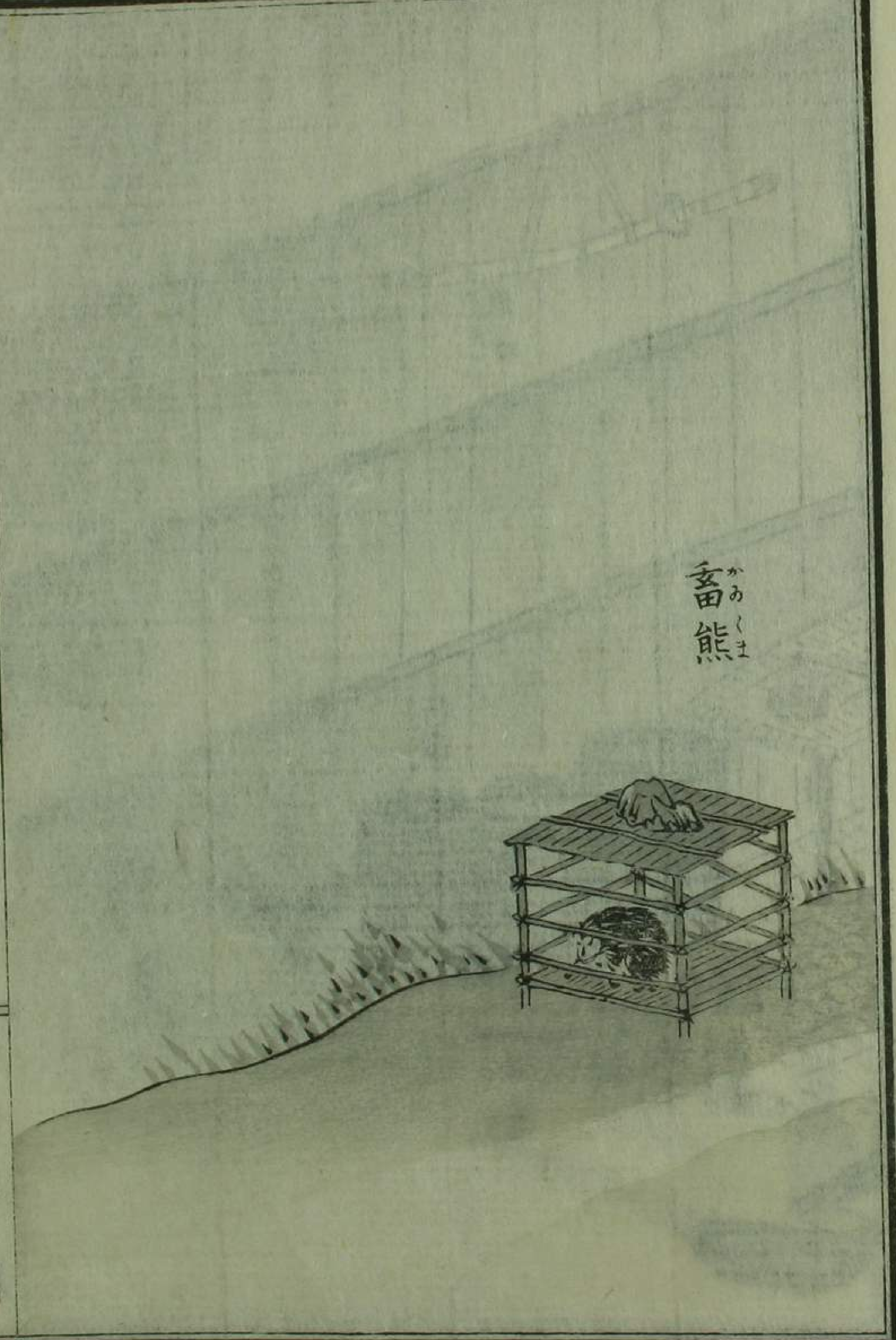

太刀（タン子ツプ）
短刀（エモシ）
ウカリノトキ用ユルツチ
行器（ケマウルシント）
耳盥（ウンハイ）
亂筥（シホプ）
盃（トツキ）
銚子（ノトンブ）
盃臺（タカレヤテ）
呑箸（イクハシ）

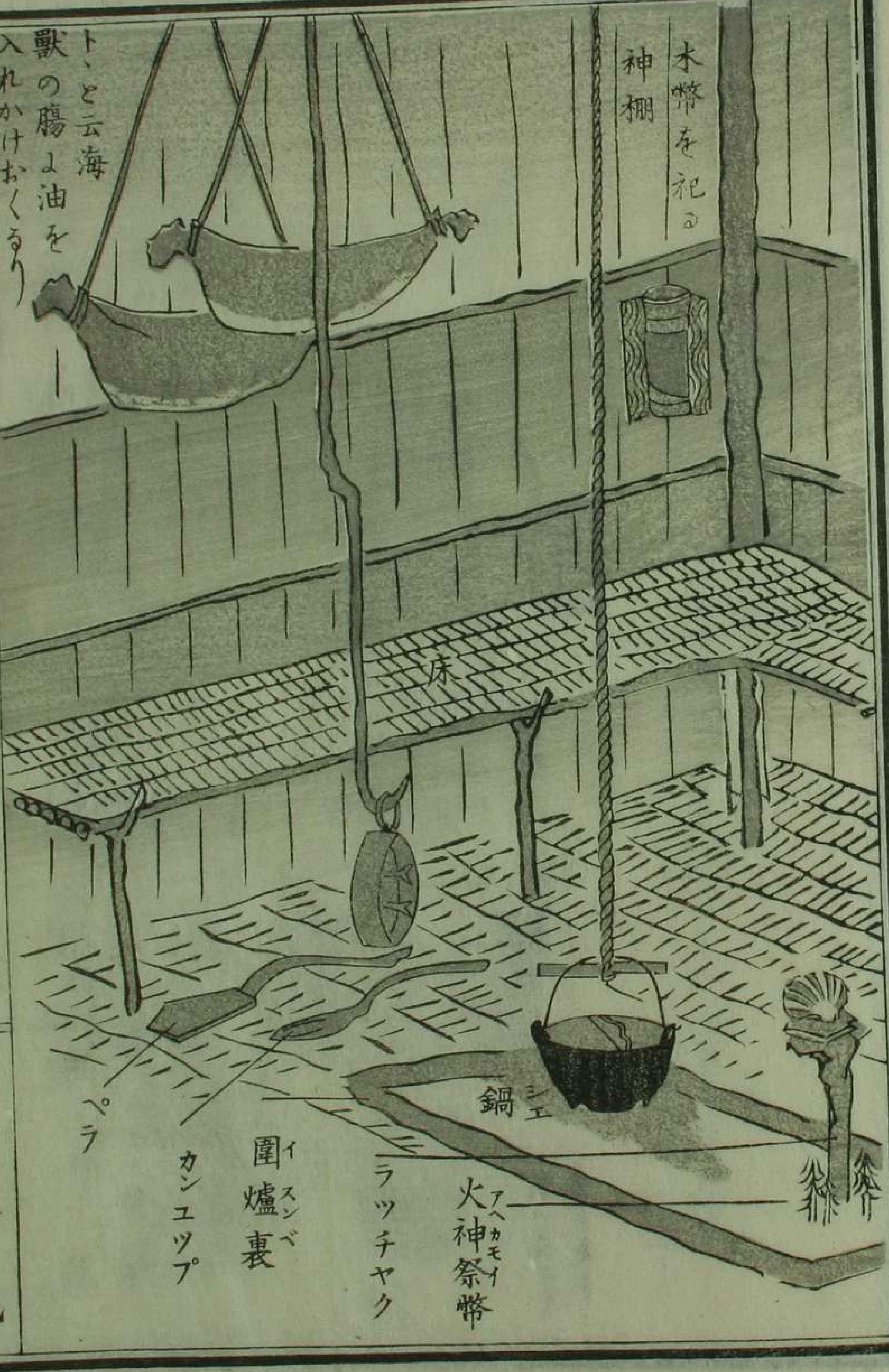
木幣を祀る神棚
トヽと云海獸の腸ニ油を入れかけおくなり
床
鍋（シエ）
火神祭幣（アヘカモイ）
ラッチヤク
圍爐裏（イスンベ）
カンユツプ
ペラ

弓矢鞴圖（クラマイ イカエノツ）

鞴を婦人の寶器と稱す

鏃ハくま笹のととを以て製す烏頭を搗爛しぬりて魚獣の肉中に射こめば忽ち斃ると云ふ カラフトより製を傳ふといふ

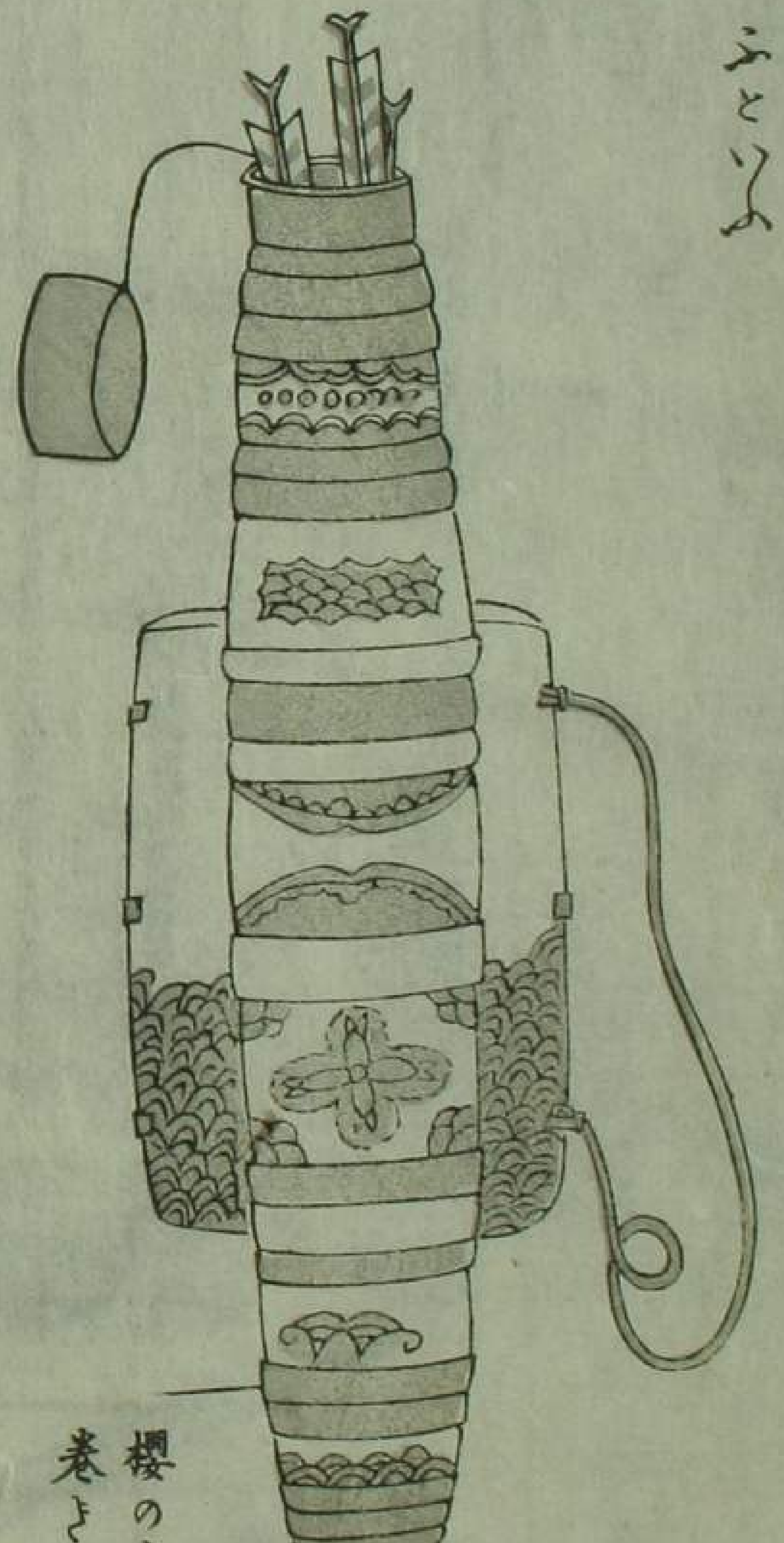

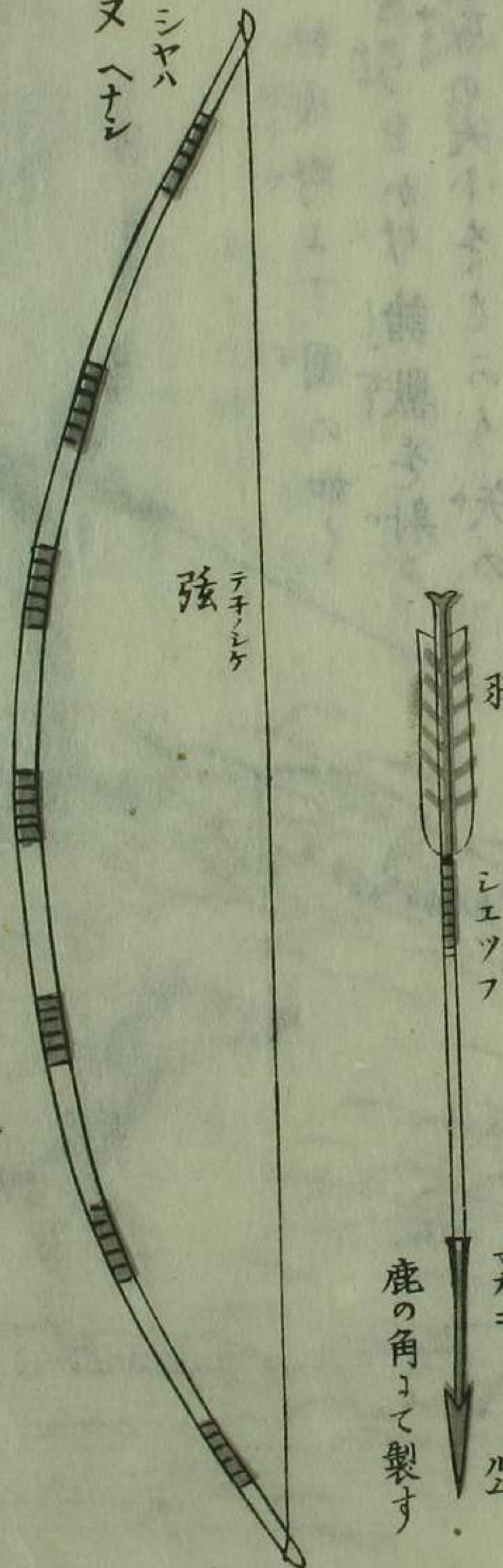

夷名ウルマ箱館近在にてヲンコノ木と云ふ
飛驒國にてハ一位の木と云
一名アラヽ木

山林廣野にて圖の如くなる弓をかけ諸獸を射る其獸の大小をはかり矢の高さを異にす張る所の絲に

さはれば毒矢飛來りて獸に中り斃るゝなり　アマとハ置く事なりリウとハ弓の名なり

アマリウを掛置く所にハ木に木幣を立て人のあたらざるやうに志るしとせり

手爛武内ハ無傷ゾ　蝦夷人探湯の事此遺風を傳ふるも
の歟
袖中抄に　　　　　　　　　顯昭公
あさましや千島の蝦夷のつくるなる毒氣の矢こそひまハあら那き
毒氣の矢とハおくのえびすの鳥のをはのくき
に附子といふ毒をぬり甲のあさみをするりと
いはるといふ　附子矢と云ハ是なり

蝦夷みやげ巻上終